

○環境省告示第百七十号

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成二十三年環境省令第百三十三号）附則第四条の規定により読み替えて適用される廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第百三十五号）第七条の九第一項の規定に基づき、事故由来放射性物質による公共の水域及び地下水の汚染を生じさせるおそれのない特定産業廃棄物の要件を次のように定め、公布の日から適用する。

平成二十四年十二月二十五日

環境大臣 長浜 博行

事故由来放射性物質による公共の水域及び地下水の汚染を生じさせるおそれのない特定産業廃棄物の要件

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則附則第四条の規定により読み替えて適用される廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第七条の九第一項の環境大臣が定める要件は、日本工業規格K〇〇五八一―に定める方法により作成した当該廃棄物に係る検液について、ゲルマニウム半導体検出器を用いて測定した結果、セシウム百三十四及びセシウム百三十七が検出さ

れないこととする。